

誓 約 書

この度、一人親方労災保険組合加入し、労災保険特別加入するにあたり、次の事項を遵守することを約します。

記

1. 労災保険特別加入者の従事する業務に変更が生じた場合は、速やかに届出いたします。
2. 労働保険料（労災保険）は、指定された納期日までに納付いたします。
なお、納期日を経過した7日以内に納付できない場合は、本組合規約第6条により、脱退処分を受けても異議ありません。
3. 一人親方労災保険組合に入会し、特別加入日以降に組合員の都合により本組合を脱退する場合は、入会金の返戻を申し立てません。
4. その他組合員として、規約の規定を順守いたします。

上記のほか、貴組合員として規約に規定する事項を遵守できない場合は、規約第6条による処分を受けても異議申し立てをいたしません。

令和　年　月　日

住 所
氏 名

印

(署名又は記名押印)

十勝地区建設労災保険加入組合長 殿

規約抜粋

【脱退及び除名】

第6条 本組合は、次の各号の一に該当するときは、脱退するものとする。

- ①組合員たる資格の喪失
- ②死亡
- ③除名

2 組合員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名する。

- ①組合費、労働保険料に相当する額、労働保険事務委託手数料の一人当たり負担額に相当する額の支払を怠ったとき
- ②本組合の定める業務災害防止規則に従わなかったとき
- ③本組合の事業を妨げる行為をしたとき